

## 議案第 2 号

おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
について

おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年おいらせ町条例第32号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 2 年 3 月 5 日 提出

おいらせ町長 成 田 隆

### 提案理由

地方公務員法第31条の規定に基づくサービスの宣誓について、会計年度任用職員制度の開始に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例  
おいらせ町職員のサービスの宣誓に関する条例（平成18年おいらせ町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。